

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 HOKKAIDO EVENTS と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を 北海道虻田郡倶知安町字山田 126 番地 2 に置く。

(目的)

第3条 当法人の設立目的は次のとおりとする。

1. 北海道の潜在資源を活用したスポーツイベントの開催（企画・実施、運営等）、スポーツツーリズムによる国内外からの誘致、交流人口の増加と長期滞在推進による地域活性化の実現、そこから生れる新たなビジネスの創造、必要となる人材育成を地域の産・官・学との連携により実行する。
2. スポーツ交流による子供の健全な育成や生涯スポーツ社会の実現、トップアスリートの育成、合宿やコンベンションの誘致など、スポーツに関する活動を通じて北海道におけるスポーツ産業の発展に寄与すると同時に、地域経済の活性化による地域の存在価値の向上と住みやすいまちづくりを作り上げる。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. イベント及び大会の企画、運営、マーケティング事業及びマネジメント事業
2. スポーツ興業の開催運営事業
3. スポーツ合宿の誘致・コーディネート事業
4. スポーツ施設の企画・設計・監修事業
5. スポーツ施設の管理運営事業
6. スポーツに関する情報発信事業
7. スポーツに関する調査・研究事業
8. スポーツクラブ運営事業
9. スポーツ教室の開催事業
10. スポーツ指導者の育成事業
11. スポーツ用品の販売事業
12. スポーツに関する写真・映像の製作・販売事業
13. スポーツに関する広告・出版事業
14. スポーツ団体への運営支援事業
15. スポーツに関する知的財産への管理事業
16. スポーツ選手のマネジメント事業
17. 音楽イベントの企画・運営・マネジメント事業
18. 旅行業法にもとづく旅行業及び代理店業
19. 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- ②賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- ①退会したとき
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- ④定期的に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- ⑤除名されたとき
- ⑥総正会員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面において予告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①当法人の定款又は規則に違反したとき
- ②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義

務に違反したとき

- 2 前項により除名の決議があったときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第13条 当法人は会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に別に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第19条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第18条 定時社員総会は毎年1回、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき
- ② 総正会員の議決権10分の1以上の議決権を有する正会員からの会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき

- 3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第19条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項を及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(決議)

第20条 社員総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数を持って決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - ① 会員の除名
  - ② 監事の解任
  - ③ 定款の変更
  - ④ 事業の全部又は一部の譲渡
  - ⑤ 解散及び継続
  - ⑥ 合併契約の承認

(議決権の代理・書面による行使等)

第21条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 社員総会の日時及び場所
  - ② 正会員の現在数
  - ③ 社員総会に出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む）
  - ④ 審議事項及び議決事項
  - ⑤ 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
  - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事が署名又電子署名もしくは記名押印をしなけ

ればならない。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- ① 理事3名以上10名以内
- ② 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、当法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち複数名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事(清算人も含む)のうちには、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条10項に規定する、他の同一団体と一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務権限)

第26条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の職務の執行を監査し監査報告書を作成すること
- ② 当法人の業務及び財産の状況を調査すること
- ③ 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- ④ 理事が不正を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- ⑤ 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- ⑥ 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること
- ⑦ 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- ⑧ その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

- 第28条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
  - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事は、第 24 条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第29条 理事は、理事としてふさわしくない行為があったときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって解任することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- ① 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
  - ② 規則の制定、廃止及び変更
  - ③ 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - ④ 理事の職務の執行の監督
  - ⑤ 理事長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
  - ② 多額の借財
  - ③ 重要な使用人の選定及び解任
  - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

- 第32条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、6 か月に 1 回、毎年計 2 回開催する。

- 3 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。
- ① 理事長が必要と認めたとき
  - ② 理事長以外の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により理事長に招集の請求があったとき
  - ③ 一般法人法第101条2項に基づき監事が必要と認めて、理事長に招集の請求があったとき
  - ④ 前2号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき

(招集)

第33条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議あったものとみなすただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は基金の拠出を会員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集及び割当、払込み等の手続に関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第41条 基金拠出者は、前条に規定する「基金拠出規定」に定める日までにその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第42条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第43条 当法人の財産は次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 会費
- ③ 寄附金品
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 資産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第44条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第45条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理



理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎年業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

①事業報告書

②事業報告書の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(会計原則)

第49条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第52条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第53条 当法人は、一般法人法第148条の事由（同条第3号の事由を除く）によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議により解散することができる。

## 第9章 事務局

(事務局)

第54条 当法人の事務を処理する為に、当法人に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

この写しは現行定款に相違ない。